

非現業全国林野関連労働組合近畿中国地方本部交渉

議 事 要 旨

- 1 日 時：平成28年11月17日（木）17:15～18:15（60分）
- 2 場 所：近畿中国森林管理局第一会議室
- 3 出席者：

近畿中国森林管理局	高嶋 伸二	総務企画部長
	小森 久喜	総務課長
	岩間 哲士	企画調整課長
	白川 伸洋	企画官(安全衛生担当)
	溝部 進	総務課課長補佐（総務）
	今井 道宏	総務課課長補佐（福利厚生）

非現業全国林野関連労働組合
近畿中国地方本部

田上富二男	委員長
柴田 隆文	副委員長
中本 茂典	書記長
山下 一郎	執行委員
森山 浩二	執行委員
戸高 朝憲	執行委員

4 交渉事項

業務運営に係る労働条件課題

5 議事概要

【当局】

ただ今から、非現業全国林野関連労働組合近畿中国地方本部からの交渉の申し入れにより、あらかじめ予備交渉において取り決めた交渉事項、交渉時間にに基づき交渉を始める。

【職員団体】

事務・業務改善の取組については、職員の提案を待つだけでなく委員会としても、これまでの不採択案件の掘り起こしや再検討など行い、事務・業務改善を進め、超過勤務の縮減等、職員の業務負担の軽減に努めること。

【当局】

事務・業務改善の取組みについては、署長等会議など、機会を捉えて周知に努めているところであるが、再度周知を行い、提案の掘り起こしに努める考えである。特に各職場において、管理者等がリーダーシップを発揮し、課内やグループ内職員とのミーティング等を通し、自らが積極的な問題提起や提案を行いつつ、職員が日頃、非効率と感じている事務や業務を掘り起こすことが重要と考えており、各課や署等に対して改めて指導する考えである。

不採択案件の洗い出し作業を進めるとともに、ご指摘のあった内容については検討を行い、引き続き、事務・業務改善を積極的に推進する考えである。

【職員団体】

森林調査簿と現地実態の乖離（現場管理機能の強化）について、具体的な対策を早急に示し、森林官等の業務負担の軽減を図ること。

【当局】

地域管理経営計画策定時の現地調査においては、森林官や署等職員が局職員と現地を確認するとともに、局担当者が衛星写真等を活用した林分状況の確認・森林調査簿の修正なども行い、森林調査簿の精度向上と現場業務の負担軽減を図っているところである。

また、巡視業務や収穫調査業務における委託の活用や非常勤職員の配置などを効果的に組合せ、引き続き、森林官等の現場業務の負担軽減に努める考えである。

【職員団体】

林道の交通安全確保のため、適切な維持修繕に取り組むこと。

【当局】

事業が計画されていない林道等においては、必ずしも十分な修繕ができていない箇所があることは認識しているが、特に森林官等が頻繁に通行する路線の維持修繕については、優先度も勘案しながら、林道通行の安全確保に努める考えである。

【職員団体】

安全運行の観点からも、計画的に車両更新を行うこと。

【当局】

林野庁に対し、機会ある毎に当局の保有実態等を伝え、車両関連予算の確保を図るとともに、稼働状況等を指標に総合的に判断し、効果的、効率的な更新を図り、安全運行に資する考えである。

【職員団体】

財務局監査の指摘により合同庁舎等へ移転する森林事務所については、職員の職場環境の低下を招かないよう対応すること。

【当局】

森林事務所は、国有林の管理運営のための地域の出先機関として極めて重要な位置づけにあるものと認識しており、移転に当たっては該当署等の要望を把握しつつ、職場環境の低下を招かないよう、引き続き対処する考えである。

【職員団体】

森林官が非配置となっている森林事務所庁舎については、一般会計移行時の議論経過を踏まえ存置すること。

【当局】

当局における非配置事務所は、継続的に利用するための要件を満たさないことから、財務省へ引き継ぐ対象とされており、極めて厳しい状況に変わりはないものの、森林事務所は、国有林の顔であり、地域との密接な関係が必要不可欠との観点から、今後もその使命・役割を果たせるよう最大限努力する考えである。

【職員団体】

公務員宿舎は、職員の重要な労働条件であることから、これまでの経緯を踏まえ、宿舎の確保に取り組むこと。

【当局】

削減計画終了後も、厳しい宿舎状況が続くものと考えているが、引き続き宿舎の確保に最大限努める考えである。

また、民間アパートに入居せざるを得ないケースも生じていることから、署等周辺の賃貸物件情報の把握などを行い、職員の負担軽減に努める考えである。

【職員団体】

超過勤務縮減対策について、「林野庁における超過勤務縮減対策について」に基づき、個々の職員の超過勤務状況を的確に把握し、その縮減を努めるととともに、やむを得ず職員に超過勤務を命じる場合は、勤務時間内に命令を行うこと。

【当局】

職員の健康保持やワークライフバランス推進のためにも、引き続き超勤の縮減に努めるとともに、職員に超過勤務を命ずる場合には、原則として、勤務時間内に命令を行い、勤務時間外の業務指示は行わないよう努めてまいりたい。

【職員団体】

当局自ら設定している目標を毎年、達成できていない状況は問題である。職員個人に縮減を求めるだけでなく、組織として事務改善等の取り組みとセットで進めるべきである。

【当局】

業務については、所定の勤務時間内に終了することを原則とし、業務の優先順位等を見極めつつ、計画的な業務遂行に努めることとし、やむを得ず超過勤務を行う場合にあっては、管理職員が個々の職員の超過勤務状況を的確に把握し、特定の者に業務が偏らないよう配慮しつつ職員の心身の健康や生活に影響を及ぼさないようにしてまいりたい。

【職員団体】

定時退庁日における取り組みについて、「近畿中国森林管理局における超過勤務縮減対策について」に基づき、「定時退庁日」である水曜日及び金曜日は、職員が定時に退庁できるよう取り組むこと。

【当局】

毎週水・金曜日を定時退庁日と定め、管理職員は職員が定時に退庁できるよう計画的な業務遂行に努めるとともに、管理職員による退庁の呼びかけを行い、職員の定時退庁を促す考えである。

なお、やむを得ず定時退庁日に超過勤務を命ずる場合には、業務の緊急性等を確認し、必要最小限の人員、時間となるよう対応する考えである。

(以上)